

愛知県一時保護所移転整備に係るデザインビルド事業コンサルタント業務委託  
仕様書

**1. 業務名称**

愛知県一時保護所移転整備に係るデザインビルド事業コンサルタント業務委託

**2. 目的**

本業務は、令和6年度に策定した「愛知県一時保護所整備基本計画」（以下、「基本計画」という。）の内容を踏まえ、県が計画している一時保護所移転整備をデザインビルド方式（設計・施工一括発注方式）で円滑かつ着実に実現するため、事業者の募集・選定等の一連の業務を行うことを目的とする。

**3. 履行期間**

契約締結の日から令和8年3月19日まで

**4. 業務内容**

**（1）条件整理**

①事業スキームの整理

基本計画の内容を検証・精査し、本事業の円滑かつ着実な実施を実現するための事業スキームを整理する。また、事業者の募集・選定に係る事務手続きの流れやスケジュールを整理する。

②類似物件の把握

県と調整のうえ、施設選定を行う。

③施設整備計画の整理

基本計画の内容を検証・精査し、事業者の募集・選定を行う上で想定される施設整備計画（整備プラン、概算事業費等）を整理する。

④ヒアリング調査

本事業の実現可能性を担保するため、参入意思を持つ事業者等へのヒアリング調査を実施する。ヒアリングを行う対象は3者以上とする。

⑤総事業費の算出及び精査

当該施設整備に必要な事業費を算出し、県に令和7年7月10日までに提出する。

**（2）募集・選定業務**

①募集要項・要求水準書等の作成

事業者の募集・選定に向けて必要となる資料として、以下に示す資料の原案を作成する。資料の作成にあたっては、弁護士などリーガルアドバイザーによる確認を行う。

ア 入札説明書・募集要項（参加資格要件、予定価格等を含む）

イ 要求水準書

ウ 落札者決定基準

- エ 提案様式集
- オ 基本協定書（案）
- カ 契約書（案）及び約款（案）

#### ②説明会対応・質問回答書作成

事業者の募集・選定にあたって公募説明会(現地見学会)を開催することとし、その企画、資料作成、開催支援を行う。また、事業者の募集・選定の各段階で提出された質問に対する回答（案）を作成する。

#### ③その他公募手続必要書類作成及び支援

上記のほか、事業者の募集・選定にあたって必要となる、参考資料、貸出資料等の収集・整理・作成を行う。

### （３）審査委員会の運営支援

事業者の募集・選定に係る審査委員会を設置することとし、その運営に係る以下の事項について支援を行う。会議は４回程度の開催を想定する。なお、審査委員会委員の委嘱に係る費用（謝金、交通費等）、会場費等は委託業務に含まないものとする。

- ア 審査委員会の企画・準備・運営支援
- イ 審査委員の候補者選定
- ウ 提案書概要資料・審査資料等の作成
- エ 審査講評案の作成

### （４）契約の締結支援

契約締結前に請負者との適切な契約締結が行えるよう各種書類の確認補助を行う。

### （５）守秘義務

本業務を通じて知り得た情報は、外部に漏らしてはならない。

### （６）その他

#### ①打合せ協議

本業務を円滑に推進するために必要な打合を適宜実施する。打合に当たっては、打合せ資料及び議事録の作成を行う。

#### ②報告書とりまとめ

本業務の調査・検討内容をとりまとめ、業務報告書を作成する。

#### ③業務実施体制

本業務の実施にあたっては、県が別で契約している「愛知県一時保護所移転整備事業発注者支援業務」を実施する愛知県住宅供給公社と情報共有及び連携を図りながら実施していくこと。

## ５．成果物

本業務の成果物は、以下のとおりとする。

- |           |         |
|-----------|---------|
| ア 総事業費見積書 | １部及びデータ |
| イ 打合せ議事録  | １部及びデータ |
| ウ 業務報告書   | １部及びデータ |

## 6. その他

### (1) 一般事項

- ・業務は、提示された与条件及び適用基準等によって行うこと。
  - ・「建築設計業務委託共通仕様書」（愛知県建設局）に記載されていないものは、本仕様書によること。また、共通仕様書に「愛知県建築局」とあるのは「愛知県福祉局児童家庭課」と、「特記仕様書」とあるのは「本仕様書」と読み替えてこれを準用すること。
  - ・適用基準等は、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び愛知県が制定又は監修した基準等の最新版を適用すること。
- (2) 本業務を進めるにあたっては、県及び必要に応じて建設予定地の市役所関係課等と十分に協議を行いながら実施し、進捗状況を県に逐次報告すること。
- (3) 業務期間においても成果品の一部を県から求められた場合には、可能な限り協力し、提出時期等、県との協議の上とりまとめて提出すること。
- (4) 本仕様書に定める事項等に疑義が生じた場合や、本仕様書に定められていない事項については、県と協議の上決定すること。
- (5) 本仕様書に定める提出物等の提出後の利用に関する一切の権利は、県に帰属するものとする。